

(参考) 有害物質特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について

○有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（以下「法」）第2条第8項）

- ・ 特定施設のうち、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する施設

○有害物質貯蔵指定施設（法第5条第3項）

- ・ 指定施設のうち、有害物質を貯蔵する施設（当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるもの）

注1) 有害物質

- ・ 法第2条第2項第1号に規定する人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（別紙）

注2) 特定施設（法第2条第2項）

- ・ 次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
 - 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと
 - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること

注3) 指定施設（法第2条第4項）

- ・ 有害物質を貯蔵し、又は使用する施設
- ・ 指定物質（有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの）を製造し、貯蔵し、使用し、又は処理する施設

※下線は有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に関連する部分

別紙 「有害物質」について

有害物質とは、水質汚濁防止法第2条第2項第1号の政令で定める物質である。
具体的には、同法施行令第2条において、次に掲げる物質が規定されている。

- ・カドミウム及びその化合物
- ・シアン化合物
- ・有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- ・鉛及びその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・砒素及びその化合物
- ・水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- ・ポリ塩化ビフェニル
- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン
- ・ジクロロメタン
- ・四塩化炭素
- ・一・二—ジクロロエタン
- ・一・一—ジクロロエチレン
- ・シス—一・二—ジクロロエチレン
- ・一・一・一—トリクロロエタン
- ・一・一・二—トリクロロエタン
- ・一・三—ジクロロプロペン
- ・テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- ・二—クロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
- ・S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- ・ベンゼン
- ・セレン及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物
- ・ふっ素及びその化合物
- ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物